

エステティックサービス契約書

お客様（以下、甲）と弊社（以下、乙）とは、以下のとおり、お客様サービス契約（以下本契約）を締結する。

【第1条 契約の成立】

- お客様（以下、「甲」といいます）は、株式会社プログレス（以下、「乙」といいます）に対して、本日[ジュネス]において提供するエステティックサービス（以下、「本サービス」といいます）の申込を行い、乙はこれを承諾する。
- 甲が未成年の場合は、甲指定の用紙に著名押印をする方法による親権者の同意を乙が確認したときでなければ、乙は前項に基づく承諾を行わない。

【第2条 サービスの提供】

乙は、甲に対して提供する本サービスの中から甲が選択したサービスを、その契約回数、単価、期間に応じてこれを行うものとする。

【第3条 役務の内容】

- 乙は甲に対し、下記記載の役務内容を提供する。

記

コース名：

契約回数：

契約期間：

総額： 円(税込) 以上

- 甲は乙に対し、前項の役務の対価として、下記の支払方法及び支払期限に従いこれを支払う。

記

支払方法： (※一括払いのみ)

支払期日：

※分割払いや後払いには対応していません。 以上

【第4条 確認・告知】

- 乙は、甲に対し、本契約に先立ち、甲の皮膚疾患、治療経歴（既往歴）、アレルギー、薬服用、その他本サービスを受けることによって健康等の支障を生じさせるおそれのある事由の有無及び程度を聴取する。
- 甲は、前項の聴取に対して詳細かつ正確にこれを告知しなければならない。
また、甲は、第 条契約期間内に、前項の事項について変更があった場合には、速やかにこれを報告しなければならない。
- 乙は、甲が前項の告知及び報告を行わなかった場合又は不十分であった場合、これによって生じたトラブルについて責任を負わない。

【第5条 トラブル対応】

- 甲は、本サービスに起因して、肌トラブルの発生、体調の異変・異常、その他健康上の問題（以下、「肌トラブル」という）を生じさせた場合又はその疑いがある場合には、速やかにこれを乙に報告する。
- 乙は、前項の報告を受けた場合には、直ちに施術を中止し、その原因が施術に起因する疑いがある場合には、甲に対し、医療機関を受診するよう求めることができる。なお、治療費等受診に要した費用については、甲乙間で別途協議をする。
- 乙は、以下の各号の場合、治療費等の支払いその他損害賠償を行わない。
 - 肌トラブル等の発生が施術前後の注意事項や同意事項の不遵守に起因する場合
 - 肌トラブル等の発生が事前の告知内容に虚偽の内容又は不正確な内容が存じたことを起因する場合
 - 肌トラブル等の発生が、施術内容から一般的かつ一時的に通常生じうるものである場合
 - 肌トラブル等が発生した又はその疑いがあったにもかかわらず、その旨を速やかに乙に報告せず、放置した場合
 - 肌トラブル等が施術から14日経過した後に生じた場合
 - 乙が医療機関を受診を求めたにもかかわらず、甲が診療を受けなかった場合
 - その他、肌トラブル等の発生が甲に帰責すべき事由によって生じたと判断される場合

【第6条 記録の保存】

乙は、本サービスの提供記録を作成し、その記録を一定期間保存するものとする。

【第7条 契約期間の延長】

甲及び乙は、双方の合意により第1条で定める契約期間を延長することができるものとする。

【第8条 本サービスの中止】

乙は、本サービス提供を行うことより、甲において肌トラブル等のリスクが生じると判断した場合においてサービスの提供を中止することができるものとする。

【第9条 クーリング・オフ】

1 甲は、本契約を定める事項を記載した書面を受領した日から起算して8日以内であれば書面及び電磁的記録により契約を解除することができる（以下これを「クーリング・オフ」という）。クーリング・オフの効力は、甲がクーリング・オフ書面又は電磁的記録を乙宛に発信したときに、発生する。

2 乙は、甲が本契約をクーリング・オフしたとき、損害賠償または違反金の支払を請求することができない。

また、乙は、甲が本契約をクーリング・オフしたとき、甲に対して受領した金員全額を速やかに返金するものとする。

3 乙は、甲が本契約をクーリング・オフしたとき、本サービスの一部が提供されたときであっても、乙は関連商品の使用利益、本サービスの利用料金等の支払いを請求することはできない。

4 上記クーリング・オフの行使を妨げる為に、乙がクーリング・オフに関して不実を告げたことにより甲が誤認し、または威迫したことにより困惑して、クーリング・オフを行わなかった場合には、乙は、クーリング・オフ妨害の解消のため書面を受領した日から起算して8日を経過するまでには、書面または電磁的記録によりクーリング・オフがすることができる。

【第10条 中途解約】

1 前条にかかわらず、甲はクーリング・オフ期間を経過した後であっても、乙に対し申し出る方法によって、本契約を解除することができるものとする。

2 前項の場合、乙は甲に対し、受領した金員から、以下の各号所定の金額を控除して返金するものとする。

① 役務提供開始前 2万円

② 役務提供開始後 ア及びイの合計額

ア 提供された役務の対価（1回あたりの役務料金×利用回数）

イ 解約手数料（2万円又は未消化役務残額の10%に相当する額のいずれか低い金額）

【第11条 協議】

本契約に関して生じた疑義及び本契約に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、甲乙協議して

決定するものとする。本契約書を1通作成し、乙が原本を、甲がその写しを各1通を保持する。

年 月 日

ご契約者様(甲)

氏名

Ⓜ

住所

電話番号

弊社(乙)